

シチズン・サイコロジスト奨励賞規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(6)に基づくシチズン・サイコロジスト奨励賞(以下、本賞という。)は、本規程の定めるところによる。
- 2 本賞は「シチズン・サイコロジスト奨励賞」と称する。
- 3 本賞の選考は、認定心理士の会運営委員会委員のうち、応募資格のない者が行う。
- 4 本賞は、社会において優れた活動を行い、人々の心の健康と福祉の増進に寄与した者を選考して授賞する。
- 5 選考の細則は別に定める。
- 6 本賞の受賞者及び業績は、総会、会報またはホームページにおいて公表する。
- 7 本賞の受賞者に賞状、賞金及び記念品を授与する。
- 8 本規程の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は、2018年8月22日より施行する。

シチズン・サイコロジスト奨励賞選考規則

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(6)及びシチズン・サイコロジスト奨励賞規程第5条に基づくシチズン・サイコロジスト奨励賞の選考は、本規則の定めるところによる。
- 2 名称と対象者は以下の通りとする。
 - (1) 名称を公益社団法人日本心理学会シチズン・サイコロジスト奨励賞とする(シチズン・サイコロジスト奨励賞規程参照)。
 - (2) 以下の対象者に授与する。

社会において優れた活動を行い、人々の心の健康と福祉の増進に寄与した者。
- 3 募集の手続きは以下の通りとする。

自己による応募と本人以外の学会員からの推薦。団体による応募も可。
- 4 授賞の件数は以下の通りとする。

若干名とする。
- 5 審査の手続きは以下のとおりとする。

認定心理士の会運営委員会委員のうち、応募資格のない者が行う。
- 6 選考の基準は以下の通りとする。

社会における優れた活動を中心に広く評価を行う。
- 7 受賞の重複については以下の通りとする。
 - (1) 受賞者は同一の賞を2度受けることはできない。
 - (2) 異なる賞の受賞についてはこの限りではない。
- 7 表彰については以下の通りとする。

賞状・賞金3万円(授賞式参加のための旅費は別途支給)と記念品を贈呈する。
- 8 本規則の改正は、常務理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規則は、2018年8月22日より施行する。
- 2 本規則の改正は、2020年10月18日より施行する。